

A 本調査結果の利用に当たって

1. この報告書は、平成25年産の花木等の生産状況に関し、農林水産省がとりまとめたものである。

我が国の花きの生産状況に関する統計は、農林水産省統計部による「花き生産出荷統計」、「生産農業所得統計」及び本調査の相互補完により構成されるが、本調査は花木類、芝、地被植物類の作付面積、出荷数量、出荷額及び栽培農家数等についての調査を行った。

本調査の結果はB、Cに掲載しているが、本調査及び「花き生産出荷統計」、「生産農業所得統計」の調査結果の概要をDに掲載した。

なお、平成14年産まで本調査の調査対象としていた鉢ものの類は、平成15年産から「花き生産出荷統計」、「生産農業所得統計」より主要品目別及び合計の作付面積、出荷数量、栽培農家数、生産額が把握できるようになったため、本調査の対象としていない。

また、平成18年産まで掲載していた年次別生産状況（花木類、芝、芝以外の地被植物類）、都道府県別栽培農家数の推移、鉢ものの生産状況の推移（参考）は、今回の取りまとめでは掲載していない。

2. 今回取りまとめを行った平成25年実績については、原則として、平成25年1月1日～平成25年12月31日における実績を集計したものである。

3. この調査における花木類、芝、地被植物類とは次のとおりである。

- (1) 花木類とは、観賞用樹木（タケを含む。）をいう（鉢ものとして生産されているものは除く。）。また「苗木」とは、挿木、取木、実生等による繁殖時点よりおおむね2年未満のもので、造園用、盆栽用等に販売するために養成されているものをいい、「成木」とは、おおむね2年以上のもの（切り枝用の成木を除く。）をいう。

調査対象とする花木類は、販売用には場で栽培されているものであり、宅地内等に植栽されたもの及び流通業者の在庫は含まない。

- (2) 芝とは、造園用、土木用またはゴルフ場用（運動場を含む。）に販売するために場で養成されているものをいい、最終需要地（ゴルフ場等）に植栽されている芝は調査対象としていない。

「日本芝」とは、ノシバ、コウライシバ等を、「西洋芝」はベントグラス類、ブルーグラス類及びこれらの類似の芝をいう。

- (3) 地被植物類とは、成長とともに平面的な広がりをもって地面や壁面をカバーしていく植物で、この調査では、芝を除いたものをいう。

「蔓物類」とは、ヘデラ類、ナツツタ、イタビカズラ及びビナンカズラ等の蔓性植物を、「タケ・ササ類」とは、オカメザサ、コマザサ、チゴザサ及びオロシマチク等を、「草本類」とは、蔓物類、タケ・ササ類及びジャノヒ

ゲ類を除く、フッキソウ、ビンカ（ニチニチソウ）、シャガ等の草本性植物を、「木本類」とは、強匍匐性、低樹高の観賞用針葉樹（スギ属、ヒノキ属、ビャクシン属）等をいう。

調査対象とする地被植物類は、造園用、土木用等に販売するため、ほ場において養成されたものとし、最終需要地（公園等）に植栽されているもの、花壇苗及び鉢ものとして生産されるものは含まない。

4. その他の留意事項

- （1）作付面積は、花木類については、平成25年12月末日に苗木ほ場または成木ほ場に植栽されていた面積を、芝については、平成25年1月から12月の間にほ場で栽培された延べ面積を、地被植物類については、平成25年12月末日に栽培されていた面積を調査対象とした。
- （2）出荷数量は、平成25年1月から12月の間に出荷された数量をいう。
- （3）出荷額は、平成25年1月から12月の間に出荷された金額をいう。産出額は、同期間中の農業生産による最終生産物の品目ごとの生産量（全国計）に、品目ごとの農家庭先販売価格（全国平均）を乗じて合計した金額をいう。
- （4）栽培農家は、該当する種類を販売することを目的として生産している農家（経営耕地面積が30a以上又は農産物販売価格金額が年間50万円以上の農家）及び農業事業体（協業経営体、株式会社、有限会社、その他の会社、農協、その他の農業団体で法人格を有するもの等、世帯以外の事業体）をいう。
- （5）「－」は事実のないもの又は比較不可能なもの、「…」は事実不詳又は調査を欠くもの、「0」は単位に満たないものである。

本調査に関するお問い合わせ先：

農林水産省 生産局 農産部 園芸作物課
花き産業・施設園芸振興室
花き振興第1班
TEL直通：03（6738）6162